

図表2 - 3 教育訓練市場の構造表（組織の数）

		教育訓練プロバイダー（供給側）									小計	企業（自社内）		計
		公共				学校法人		民間				認定職業訓練	左記以外の訓練	
		国	地方自治体	第3セクター	大学・大学院 専修・各種学校	大学・大学院	専修・各種学校	財団・社団 社会福祉法人・医療法人・職業訓練法人	NPO法人 任意団体 労働組合	商工会議所 商工会 経営者団体 協同組合 業界団体				
需要側	企業													
	個人													
	公共（公的資金）													
	計	注1 575	注2 3,711		1,290	1,246	4,741	注1,注3 1,274	注1,注3 661+1,274	注1 1,274	4,342	17,265	注4 3,779,962	注4 3,797,227
「計」を100としたときの構成比											0.5	99.5	100.0	
「小計」を100としたときの分野別構成比		32.3				34.7		36.4			100.0			
「分野別」ごとを100としたときの各プロバイダー構成比		10.3	66.6	23.1	20.8	79.2	20.3	30.8	20.3	69.2				
小計を100としたときの各プロバイダー構成比		3.3	21.5	7.5	7.2	27.5	7.4	11.1	7.4	25.1	100.0			

注1) 「国」の代表例である雇用・能力開発機構は法人格を持つため、図表2 - 4に示したように、事業所統計では「民間一会社以外の法人」の分類に含まれており、その数は575箇所である。したがって、この575箇所には、教育訓練プロバイダーの国に該当する雇用・能力開発機構以外に、上表中の他の教育訓練プロバイダー（「民間」の「財団・社団・社会福祉法人・医療法人・職業訓練法人」、「NPO法人・任意団体・労働組合」、「商工会議所・商工会・経営者団体・協同組合・業界団体」）も含まれている点に注意する必要がある。

注2) 「第3セクター」とは、第1セクターのような政府機構ではなく民間の機構ではあるが、第2セクターのように利潤追求をしない部門を指す。従って通常は公益法人（財団法人や社団法人）や、社会福祉法人（教育訓練プロバイダーの「財団、社団、社会福祉法人、医療法人、職業訓練法人」に該当）、の活動は、すべてこの第3セクターに含むとも考えられるが、今回は公共という意味合いを重視し、あくまでも事業所統計で「公共」に分類されているもののみを集計している。

注3) 広義のNPOの中には、社会福祉法人、学校法人、医療法人などの公益法人を含むが、狭義のNPOは、市民たちの自発性に基づくボランティアグループや市民活動団体といった組織をさすことが一般的。従って、本表では後者を採用している。

注4) 「企業（自社内）」の企業数の算定方法は、次のとおりである。平成13年事業所統計によると「非農林漁業（除く公務）」は6,282,776事業所あり、そこからさらに「鉱業」3,770事業所を除いた6,279,006事業所に「平成14年度能力開発基本調査」比率の「Off - JT実施企業」60.2%をかけて算出。

注5) 表中にあるそれぞれの構成比は、合計すると100を上回るが、これは事業所統計から事業所数を抽出する際、一部の教育訓練プロバイダーについてはやむをえず重複して抽出したためである。具体的には、民間の「財団、社団、社会福祉法人、医療法人、職業訓練法人」、「NPO法人、任意団体、労働組合」、「商工会議所、商工会、経営者団体、協同組合、業界団体」の各組織数が、公共の「国」の組織数と民間の「財団、社団、社会福祉法人、医療法人、職業訓練法人」、「NPO法人、任意団体、労働組合」、「商工会議所、商工会、経営者団体、協同組合、業界団体」の組織数の一部が、それぞれ重複している。なお、小計は重複部分を省いて算定している。